

第四期 山梨県環境保全審議会 委員委嘱式
および
第18回山梨県環境保全審議会 会議録

- 1 日 時 平成18年12月22日(金)午後1時30分～3時45分
- 2 場 所 古名屋ホテル「鶴の間」
- 3 出席者 委員(敬称略)赤岡和代、飯窪さかえ、石井迪男、石川 恵、井上かよ子、岩附正明、河西榮三郎、風間ふたば、加藤英雄、金子栄廣、岸 ヌキ、佐藤章夫、篠原滋美、堤 マサエ、角田謙朗、内藤順造、中井道夫、中込司郎、中村 司、中村照人、中村文雄、堀内直人、山本紘治、湯本光子、若林千賀子、渡辺勝美、渡邊健一
県 副知事(委嘱式に出席)
森林環境部 部長、理事、次長、参事、森林環境総務課長、大気水質保全課長、環境整備課長、みどり自然課長、廃棄物不法投棄対策室長、森林環境部付主幹、森林環境総務課総括課長補佐、循環型社会推進課総括課長補佐
- 4 次 第
 - (1) 委嘱式
 - ア 委嘱状交付
 - イ 副知事あいさつ
 - (2) 第18回審議会
 - ア 開会
 - イ 議事
 - ウ その他
 - (3) 閉会
- 5 議事に付した事案の件名
 - (1) 会長、副会長選出
 - (2) 部会委員及び部会長の指名について
 - (3) 報告
 - ア 環境指標の状況について
 - イ 山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定について
 - ウ 希少野生動植物の保護対策について

6 議事の概要

13:30
司会

1 委嘱式

本日は、委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

ただ今から、第四期 山梨県環境保全審議会 委員委嘱式を行います。

私は、本日の司会を務めます、森林環境総務課 総括課長補佐の塩谷でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、副知事から、委嘱状をお渡しいたします。「お名前」を読み上げますので、そのまま、その席でお立ち頂き、お受け取りください。

なお、席は、五十音順とさせていただいておりますので、ご了承ください。

副知事が各委員を回り、委嘱状を交付

赤岡 和代（あかおか かずよ）様

飯窪 さかえ（いいくぼ さかえ）様

石井 迪男（いしい みちお）様

石川 恵（いしかわ けい）様

井上 かよ子（いのうえ かよこ）様

岩附 正明（いわつき まさあき）様

河西 榮三郎（かさい えいざぶろう）様

風間 ふたば（かざま ふたば）様

加藤 英雄（かとう ひでお）様

金子 栄廣（かねこ ひでひろ）様

岸 ユキ（きし ゆき）様

篠原 滋美（しのはら しげみ）様

堤 マサエ（つつみ まさえ）様

角田 謙朗（つのだ けんろう）様

内藤 順造（ないとう じゅんぞう）様

中井 道夫（なかい みちお）様

中込 司郎（なかごみ しろう）様

中村 司（なかむら つかさ）様

中村 照人（なかむら てるひと）様

中村 文雄（なかむら ふみお）様

堀内 直人（ほりうち なおと）様

山本 紘治（やまもと こうじ）様

湯本 光子（ゆもと みつこ）様

若林 千賀子（わかばやし ちがこ）様

渡辺 勝美（わたなべ かつみ）様

渡邊 建一（わなたべ けんいち）様

司会

なお、本日、出席予定で見えてない方が1名いらっしゃいますが、後ほどお渡ししたいと思います。

なお、本日、所用のため、欠席されている委員をご紹介しますいただきます。

牛沢 正博（うしざわ まさひろ）様

塩沢 久仙（しおざわ ひさのり）様

渡辺 一彦（わたなべ かずひこ）様

2 副知事あいさつ

司会

それでは、ここで、副知事の北崎秀一がごあいさつを申し上げます。

副知事

ご紹介いただきました、県庁の副知事の北崎でございます。本来でありますれば、山本知事が参りまして、委嘱状を委員の皆様方に、お願いをし、また、ごあいさつ申し上げるべき所でございますが、本日、所用のため、出席することができませんので、代わりまして、私から、ごあいさつを申し上げさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

皆様方には、公私ともに大変お忙しいところ、山梨県環境保全審議会委員を快く引き受けてくださりまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

環境保全審議会は、ご存知のとおり、本県の環境保全に関する基本的な事項をはじめとして、法律や条例に定められました環境に関わる事項をご審議いただく極めて重要な会議でございます。

委員の皆様方には、活発なご論議を頂けるようよろしくお願い申し上げます。

私たちを取り巻く環境に目を向けると地球温暖化の防止や希少動植物の保護、野生鳥獣の適正な管理、廃棄物問題など、対応していかなければならない様々な課題があります。

本県は、富士山をはじめ多くの人々を引きつける力を持った美しい天与の自然に恵まれており、こうした貴重な地域資源を守り、育

み、「誇れる郷土 活力ある山梨」を実現していくことが本県としての責務であると考えております。

平成17年2月には、県の「環境基本条例」の基本理念を具現化し、環境日本一やまなしを確立するための施策を、総合的、計画的に推進していくための「山梨県環境基本計画」を策定したところであります。

この基本計画のなかで、「資源循環型社会の実現」、「人と自然との共生」、さらには「快適な生活環境の確立」、「地球環境の保全」その4つの目指すべき方向を、施策推進の柱としたところであります。

現在、この基本計画に基づいて、「環境日本一やまなしの確立」に向けて、各種施策を総合的、かつ計画的に実行しているところでございます。

環境を取り巻く課題は大気や水質、温泉あるいは動植物あるいは廃棄物問題など、自然環境から生活環境まで大変、幅広い分野にわたります。

委員の皆様には、それぞれのご専門の立場からのご意見、ご提言をお願い申し上げます。

この審議会が山梨のすばらしい自然環境、さわやかな生活環境を守り、育む「要」となりますように、ご協力をお願い申し上げます。簡単でございますが、あいさつとさせていただきたいと思えます。どうぞ、よろしく願いを申し上げます。

司会

副知事は、所用があり、ここで退席させていただきますが
ご了解願います。

副知事退席

第18回山梨県環境保全審議会

1 開会

司会

引き続きまして第18回山梨県環境保全審議会を開催いたします。

まず、はじめに、お配りしてある資料を確認させていただきます。本日お手元にお配りしました資料と、先日前日お送りしました資料とともに確認させていただきます。

まず、本日の審議会の次第、

事前に送付させて頂きました資料。

- ・ 第四期山梨県環境保全審議会委員名簿
- ・ 山梨県環境保全審議会について
- ・ 山梨県附属機関の設置に関する条例等

続きまして、本日の議題の資料でございます。

- ・ 資料1 環境指標の状況について
- ・ 資料2 山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定について
- ・ 資料3 希少野生動植物の保護対策について

でございます。

以上の資料がお手元にありますでしょうか。

では、この審議会において、委員の皆様をお願いする事項は表紙に「山梨県環境保全審議会の審議事項について」と書いてある資料に、お示ししております。

そして、表に「山梨県附属機関の設置に関する条例等」と書いてある資料は、この審議会の設置、会長、副会長の選出、部会長などの指名などの根拠となる条例などの抜粋ですので、参考にさせていただきたいと思います。

2 議事

(1) 会長選出

司会

続きまして、議事に入らせていただきます。

まず、「会長の選出」を議題といたします。

本来であれば、仮の議長を選出して議事を進めるべきところですが、司会の方で、議事を進行させていただいてよろしいでしょうか。

司会

本審議会長の選任につきましては、山梨県附属機関の設置に関する条例第5条に基づきまして、委員の互選によることとなっております。ご提案がございましたら、お願いします。

司会

はい、E先生

E委員

私は、今回の会長は、中村文雄先生にお願いしたいと思います。先生はご自分の研究を通して、環境に関する幅広い、かつ、奥深い見解をもちまして、3部会を掌握してきて頂いておるわけでございます。今回も引き続いて、会長をお願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

司会

中村文雄委員を会長に、というご提案をいただきましたが、ほかにご意見がございますでしょうか。

会場より

異議なしの声が出る。

司会

「異議なし」の声がありましたので、意見がないものと思います。そこで、中村文雄委員を会長にというご提案に、ご異議はございませんでしょうか。よろしければ、拍手をもってご賛同をお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今、選出されました、中村文雄会長に、会長席にお移りいただくとともに、一言、ごあいさつをお願いいたします。

中村 文雄会長 会長席へ移動

中村文雄
会長

ただ今、ご指名いただきましたので、大変、僭越ではございますが、再び、この審議会の司会役を担当させていただくということにいたしまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

ご案内のとおり、地球環境問題や都市生活型の環境問題といった、今日的な環境問題への対応として、平成5年11月に環境基本法が制定されております。

この法律は、環境施策の総合的なかつ広域的な進捗・実行を図っていくということや、快適な生活環境を保全すること等を目的といたしまして、3章46条で構成されておるものでございますけれども、この第7条には、「地方公共団体は、国の施策に準じた施策を策定して、それを実行する責務を有する」と規定されております。

これを受けまして、山梨県では、先ほど、副知事さんからご紹介ございましたように、本審議会の審議を経て、平成16年4月に山梨県環境基本条例が制定されておりますし、その翌年の17年2月には、環境基本計画が策定され、実行されておるところでございますし、その前後には、地球温暖化対策や環境影響評価法、評価条例、廃棄物その他について施行され、着実に対策が講じられつつあるということは、環境基本法に則った施策が着実に山梨県で、施行、実行されているということでございまして、一委員といたしまして、大変喜ばしいことだ、というふうに存じているところでございます。

しかしながら、すでにご案内のとおり、環境保全上の規制とか、あるいは、整備とか、あるいは環境負荷低減化対策、その他多くのさらに、充実させていくべき施策、課題が沢山、山積しているように思われるところでございます。したがって、将来の山梨の環境保全に向けて、本審議会が果たすべき役割は大変大きいというふうに存じておるところでございます。

山梨の環境の保全と創造に向けて、本審議会の大切な役割が機能するように委員の先生方のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

司会

ありがとうございます。本審議会の議長は、会長があたることとなっておりますので、それでは、これからの議事の運営につきましては、会長をお願いいたします。中村会長よろしく願いします。

(2) 副会長の選出

会長

それでは、早速、議題に入らせていただきます。副会長の選出についてでございますが、副会長の選出につきましても、互選ということとなっております。いかがいたしたらよろしいでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

〇委員

副会長さんにつきましては、会長さんのご経験から、会長さんがご指名していただくのが、一番この会の進行もいいし、趣旨にも則っていると思いますので、会長さんのご推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長

ただ今、「会長一任」のご発言がございました。ご異議ございま

せんでしょうか。

会場より

異議なしの声が出る。

会長

では、副会長の選任につきましては、ご一任いただきましたので、指名させていただきたいと存じます。ご多忙の所、大変恐縮でございますが、前期もお願いいたしました、飯窪さかえ委員に、引き続き、副会長をお願いしたいと存じます。よろしければ、拍手をもってご賛同をお願いいたします。

拍手

飯窪 さかえ 委員 立って会釈をする

どうも、ありがとうございます。どうぞ、よろしく願います。

(3) 部会委員及び部会長の指名について

では、次に、部会委員及び部会長の指名についてでございますが、先ほどの会の資料の中にもございましたように、本審議会の中には、「鳥獣部会」「温泉部会」「廃棄物部会」が設置されておりますが、部会の委員及び専門委員は条例施行規則により会長が指名することとなっております。

そこで、鳥獣部会の委員につきましては

井上 かよ子 委員

牛沢 正博 委員

河西 榮三郎 委員

中村 司 委員

中村 照人 委員

堀内 直人 委員

山本 紘治 委員

湯本 光子 委員

渡辺 勝美 委員

渡邊 建一 委員

以上の10名にお願いしたいと思います。

次に、温泉部会の委員につきましては、

石川 恵 委員

風間 ふたば 委員

佐藤 章夫 委員

角田 謙朗 委員

中井 道夫 委員

それに、私を含めた6名に、それぞれお願いしたいと存じますので、ご了承願いたいと思います。

なお、「温泉部会」におきましては、温泉の掘削等の許可についての審議をしていただくことから他の源泉への影響など事業者の意見を反映させる必要があるため、県内の温泉事業者5名が、「専門委員」に委嘱されております。これらの方々を加え、「温泉部会」を構成したいと思います。

廃棄物部会の委員につきましては

飯窪 さかえ 委員

石井 迪男 委員

金子 栄廣 委員

堤 マサエ 委員

中村 照人 委員

それに、私を含めた6名に、それぞれお願いしたいと存じますので、ご了承願います。

また、「廃棄物部会」におきましても、廃棄物の発生の抑制、再利用、適正処分など、廃棄物の諸問題を総合的に審議する必要がありますことから、専門家5名が専門委員に委嘱されています。これらの方々を加え、「廃棄物部会」を構成したいと存じます。

次に、それぞれの部会長についてでございますが、審議会運営規程によりまして、会長が指名することとなっておりますので、指名させていただきたく存じます。

「鳥獣部会」の部会長は、前回に引き続き、中村 司 委員にお願いしたいと存じます。

「温泉部会」の部会長は、角田 謙朗 委員にお願いしたいと存じます。

それから「廃棄物部会」の部会長は、金子 栄廣 委員にお願いしたいと存じます。

指名させていただいた委員の皆様には、ご多忙のところ、誠に恐縮でございますが、ご了承いただき、ご協力を賜りたく、お願いしたいと存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。

以上、部会の委員および部会長の指名をさせていただきました。

3 報告事項

(1) 環境指標の状況について

中村会長

つぎに、報告事項に移らせていただきたいと思います。
先ず、お手元の次第にございますように、報告事項の1でございますが「環境指標の状況について」ということでございます。

本日は、3件の報告事項が予定されておりますが、その第1点目でございます。

事務局から説明をお願いします。

森林環境
総務課長

森林環境総務課長が《資料1》で説明

会長

ありがとうございました。以上、事務局から説明がございました報告事項につきまして、何か、ご意見あるいはご質問ございましたら、どうぞ、お願いいたします。いかがでございますでしょうか。

では、一つ、私の方から。表のところの25番に「生活排水クリーン処理率」というのがございますが、これは、具体的にどういうことをイメージしたらよろしいでしょうか。

大気水質
保全課長

大気水質保全課の石山と申します。生活排水対策につきましては、公共用水域の水質汚濁の原因が日常生活から排出いたします生活排水が60～70%ということで、この生活排水による水質汚濁を防止するために、山梨県では、山梨県生活排水処理施設整備構想というものを策定してございます。

平成9年に作成し、その見直しを平成15年にしまして、いわゆる生活排水による河川の汚濁を防止するというので、当初平成13年度につきましては生活排水クリーン処理率というのが、55.5%というところでありまして、最終年度の平成22年度におきましては81.8%までもって行こうということでございまして、

この内容でありますけれども、下水道の普及、農業集落排水、合併処理浄化槽。最近では、小型のし尿だけではなく、生活排水も処理する浄化槽、コミュニティプラント、それから、小規模排水処理施設等々のものがありまして、県の中で、(建設部)下水道課とか、農務部とか、私ども(森林環境部)といったところで所管をしております、

いわゆる生活排水対策を総合的に推進をして、目標の81.8%

にしようという計画でございます。

この生活排水の過去からの経年変化でございますけれども、平成7年度には、36.7%という生活排水クリーン率でありましたけれども、平成17年度末には67.6%ということで、この10年間で30.9ポイント上昇をしております。

山梨県の河川の水質汚濁の半分以上の原因だと思われる生活排水対策をやっていく、生活排水クリーン処理率ということでこれを目標に掲げてございます。

会長

ありがとうございます。関連してですね、たぶん、この下水道がドンドン普及してきておるわけでございますが、ただ、下水道ですね、方々の市町村が合併したですね、流域下水道的なものを含めてでございますが、下水道ができて、実は、なかなか、下水道につながないというケースがあつてですね、ここの処理率というのが、数字の上ではあがつたことになつても、実質的にはなかなか、つないでいただけないというケースがありそうに思うんですが、このあたりの、そのPRと申しますか、指導の仕方というのはどうなつておるのでしょうか。

大気水質
保全課長

議長さんのおっしゃるとおりでありまして、下水道の県の受けもつております、流域下水道の本管の下水道につきましては、結構、普及をしている訳でございますけれども、実際、その取りつなく各個々の市町村にとりましては、三位一体（の行財政改革）でありますとか、市町村合併といったこともありまして、なかなか補助金ベースが厳しくなっているなど、ということで、現実的には、本管が通つてもなかなか末端の接続ができないという状況が、最近、見られております。

これにつきましては、土木部でPRもしている訳でございますけれども、若干、ここにきて、下水道（接続）の伸びと申しますか、加入率が落ち目になっているというのも事実でございます。

これにつきましては、市町村におきまして、加入促進をPRして、加入率を伸ばしてもらいたいということで、取り組みをしております。

あと、山梨県の場合、山間地域が多いものですから、なかなか、下水道が普及できないというエリアもございます。こういうところにおきましては、小型の合併処理浄化槽の普及を、ということで、これらは、私どもの（大気水質保全）課が所管をしておるわけでござ

ございますけども、補助金を出してですね、最近の小型合併処理浄化槽につきまして、処理能力も下水道と同等というようなレベルでもあり、なおかつ、設置費用も安く、また、(流水が)すぐに川に戻るので、水量の確保もいいということもありまして、小型合併処理浄化槽の普及について、大いにPRをして、これらの普及を目指して行きたいと考えております。

会長

ありがとうございました。ほかに何かございませんでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

〇委員

要望的な発言でございますけれども、環境問題というのが、大人だけの問題ではなくして、子供たちを通して、将来に向けての環境問題の取り組みというのが、必要だと思います。

これは誰しも同じだと思いますし、そういう中で、できるだけ、環境学習に関わるような事業というものが、もう少しちょっと低いんじゃないか。

例えば、親子エコスクールというようなものの、目標値が40人ということではなくして、もう少し上げてもらって、教員委員会等々とも相談をしながら、先生方に積極的に環境問題に取り組むようなことも踏まえて、計画をして、あるいは、修正をしていただければ、ありがたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

会長

事務局の方から、ただ今のご質問に対して。

森林環境
総務課長

環境教育全般につきまして、非常に重要であるということを充分認識をしているところでございます。

この中にも、教育関係の指標がいくつかはあっておりまして、それらの数値目標に向けて、頑張っているところでございますけれども、学校教育の中の取り組みということであれば、教育委員会と充分、連携を図って、子供の時から環境問題を学習する機会をもっていくというような取り組みをさせていただきたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか、どうぞ。

Z委員

生活系ゴミが3年ぶりに減少しているということで、皆さんの色々な取り組みがあったのではないかと思います。具体的にはどういう努力で、こういう結果になったのでしょうか。

循環型社会
推進課総括
課長補佐

循環型社会推進課でございます。一般廃棄物、それから生活系のゴミということでございますけれども、家庭から出る生活系ゴミにつきましては、直接どの程度効果が出たかということにつきましてはなかなか、つかみにくいものもありますが、県の施策といたしましては、山梨エコライフ宣言ということで、家庭や事業所から、できるだけゴミを少なく、という宣言をしていただいて、全体的な県民運動を展開する形で推進して参ったところでございます。

それから、平成17年度でございますけれども、ごみ減量化山梨モデルというものをつくりまして、それぞれの市町村の地域等において、分別収集の推進をしていただくための、例示をさせていただいたり、また、その推進に関しては、若干の財政的な支援もさせていただいているということで、そういう全体的な中で、ゴミが減ってきているというふうには理解しております。

今年でございますけれども、廃棄物総合計画ができたということもでございますので、この中で、個別の（処理・減量の）事業もうたっていますので、これを推進することで、少しでも、生活系のゴミが減っていくことを期待しながら、事業を展開していきたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

会長

先ほど、ご説明いただきましたように、環境基本計画が、昨年2月にスタートして、その時点で目標値が定められて、ほぼ1年くらい経過したということでございますので、目標値の今後の動勢といえますか、趨勢といえますか、よくまだ十分に把握できないとの、ご指摘がございましたけれども、ぜひ、ただ今のご質問にもございましたように、県が主導的にPRし、指導・監督をしながら、平成22年の目標、また、数年ございますけれども、目標が達成できるように努力をしていただきたい。

すでに十分な達成ができていないものについては、計画の見直しとか、あるいは、原因の究明等をあわせて、毎年、やっていらっしゃるということでございますので、着実・確実な目標達成ができるように、ご努力いただきたいと思っております。ありがとうございます。それでは、この件、承認よろしいでしょうか。

会場より

承認の声

会長

次の議題に移る前に、ここで10分休憩をいただくということで2時35分から始めさせていただきます。よろしくどうぞ。

休憩 10分

(2) 山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定について

会長

それでは、そろそろ時間がまいりましたので、報告事項の2点目でございますが、「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定について」を議題にしたいと思っております。よろしいでしょうか。事務局から説明をお願いします。

環境整備
課長

環境整備課長が《資料2》で説明

会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明をいただきました報告事項につきまして、何か、ご意見、ご質問はございますか。どうぞ、お願いいたします。

T委員

ちょっとお伺いしたいんですが、(資料の)まとめの初めのところにあるんですが、今まで、長期に保管されてきているわけですね。県内におきまして、長期保管による紛失とかあるいはPCBによる環境汚染などの状況など、分かっていたら、教えていただきたい。

それから、もう1点は、すでに東京とか、大阪、北九州などで、この事業が始まっているわけですが、そういうところでは、順調に稼働していると考えてよろしいのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

会長

どうぞ、お願いします。

環境整備
課長

本県の保管の状況ですが、これは、届出をして保管をしているという事業者の責任で保管をしているわけですが、倒産をしたり、あるいは会社がどうなったか分からない(消滅等)というところもございます。

この場合には、追跡調査をいたしまして、そのPCBの廃棄物は

どこに行ったかということ把握する中で、あらたな「どこ」(場所)で保管しているということ、きちり把握をしているという状況でございますので、紛失ということは今のところございません。

ただ、最初に調査をした時点で、登録漏れということもございませんので、今後、最終的には、全部北海道にもって行って処理するわけですので、この際には登録漏れのものも、新たに出てくる可能性もあるというふうに認識しております。

それから、先進事業については、順調に推移をしているわけですが、一部に、運び込みをしようとしたら、トラブルがあったというところがございますけれども、本県が参加している北海道事業は、一番後発の事業でございますので、先進の失敗例を教訓にしながら、やっていけるのではないかとということで、北海道事業については、失敗ということはないと思います。

運び込み等のところで、うまく調整ができないという苦労はあるようです。

会長

よろしいでしょうか。どうぞ。

U委員

私のところでも、保管はしているんです。これができますと、処分ができるなという安心感はあるわけですが、先ほど、課長さんの方では、基金を年に1,400万円積み立てているという話でしたが、1,400万円というのかなり額になるわけですが、一つお聞きしたいのは、ドラム缶1本ですね、重量で行くのですか、それとも、体積で行くのか、それから、どのくらいの金がかかるのか、教えていただきたいと思います。

環境整備
課長

処理料につきましては、基本的にトン当たりいくらということになるわけでございますけれども、これは、今、値段が決まっているわけではございません。

先進事業の例でございますけれども、トン当たりの処理料金を山梨県全部をですね、(試算を)やってみますと約11~12億(円)くらいはかかるという試算がされております。

これは、あくまで、トン当たりの単価が決まっておりませんので、先進事業などの平均を考えるとそのくらいの金額になるかと思えます。

また、収集運搬、運搬するにも、通常の廃棄物と違って、非常に厳密にやっていかなければなりませんので、収集運搬の費用という

ものも、別途かかるわけですが、それらも通常の廃棄物ですと、トン当たり1万円とかですね、そういう金額なんですけど、このPCBにつきましては、トン当たり数十万円というような金額になるのかなと思います。

ただ、いずれ、1回限りのことですので、ここで確実に処理ができるよう、また、基金などを使っての補助制度もありますので、そこらへんは、とにかく今回で完全にPCBを県内からなくすということで適正に処理されるように計画を作っていくたいというふうに思います。どうぞ、ご協力をお願いします。

会長

ありがとうございました。どうぞ。

V委員

先ほどのT先生の質問に関連してなんですけれども、私もちょっと教えていただけたら、と思ったことは、PCBというのは全国的に見ても、そうですね、国内で使用された量というのに対して、回収される量というのが、あるいは、届出の量というのですね、非常に少ないというふうに私は認識しております。

そうすると山梨県内の場合、先ほどのご説明で、事業者の方から報告があったということではありますけれども、県内にはですね、報告はないものが、どのくらい残っている可能性があるのかというようなことについて、もしお調べがあったら、教えていただきたいと思います。

会長

どうぞ。

環境整備
課長

報告漏れのPCBというものは現在、把握されておりません。今後、搬入の計画を作る時点で、各事業所を立入調査したりして、漏れのないように把握をしていく、ということでございます。

会長

どうぞ。

V委員

もし、その場合、事業者が例えば、先ほどの話のように、いなくなってしまうんですね、どこか、だれのものか、分からないようなPCBが見つかった時、それは県の費用で処理をするというふうに考えてよろしいのでしょうか。

| | |
|------------|--|
| 環境整備 課長 | そのへんのところもですね、決まっておられませんけども、いずれ誰かが処理しなければならないので、誰も処理しないということであれば、これは、県か市町村が分かりませんが、いずれ、適正に処理しなければならないということになるかと思えます。 |
| V委員 | これからまだ、もしかすると沢山のものが出てきて、それに結構な費用がかかる可能性もあるということでしょうか。 |
| 環境整備 課長 | そうはいつでも、登録されているもので大体でございまして、漏れというものは圧倒的に少ないわけでございますので、そういう認識を持っております。 その辺は、まずは登録されているものを処理すれば、大体のものは処理できるという認識は持っております。 |
| V委員 | ですから、登録されているというのは分かったんですけど、一番最初にもともと県内に持ち込まれたPCBがどのくらいあって、それが、それに対して、登録の方で出ているPCBは何割くらいかというところが問題ではないかと思うのですけれど。その辺はお調べになってらっしゃらないのかと。 |
| 会長 | どうぞ。 |
| 環境整備 課長 | コンデンサーとか、トランスとか、そういうようなものがいくつあるかということで、それについて調査をいたしまして把握をしております。 ただ、小型のものは把握し切れていないものがあるのではないかと、というふうに私どもも思っております。そういう状況でございます。 |
| V委員 | 全国的に見ても、PCBというのは相当、分からなくなっている量が多いと、私は認識していたんですが、今のご説明では、山梨県の場合は、それは、そんなにないというふうにご判断されているということによろしいんですか。 |
| 環境整備 課長 | 分からなくなっているものは、そんなにないというふうに、私どもは認識しております。大型のものは確実に把握をしておりますので。 |
| 会長 | よろしいでしょうか。「最初の家庭内における収入と収支という |

のをですね、つきつめていくとよく分からん」なんていうが家庭内であり得ることでございますが、長い年月の中で使用された過程、それから、それらが十分に把握されているか、把握されていないかという危惧といいますか、心配というのか、そういう部分もあるでしょうし、實際上、把握できてない部分もあるかと思えますので、是非ですね、PCBが、処理が多分、最後だとの感覚を持ちますので、是非、しっかり調査をして、その処理に向けていただくようなご努力を賜りたいというふうに思います。

他に何かございませんでしょうか。ありがとうございました。

それではこの件、是非、ただ今、ご意見にありましたように、是非しっかりと、計画を立て、実行していただきたいというふうに思います。

では、この件につきまして、了承ということでよろしゅうございますでしょうか。

会場より

了承の声

会長

ありがとうございました。

(3) 希少野生動植物の保護対策について

会長

それでは、最後の報告事項でございますが、「希少野生動植物の保護対策について」ということで議題とさせていただきます。

事務局からご説明をお願いいたします。

みどり自然
課長

みどり自然課長が《資料3》で説明

会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明いただきましたように、この報告事項は来年度の条例化作業をするための前段階のものということでございます。

今の時点で何か、ご意見、ご要望、ご指摘事項ございましたら、どうぞ、お願いいたします。

Q委員

報告書を読ませてもらってですね、貴重な報告でありまして、特にですね、全体の6分の1、16.6%は絶滅の危惧に瀕

しているんだという、その報告はですね、非常に驚きました。

それですね、その原因はなんなんだ、というところをしっかりと掘り下げの中で、次にその対策ということになるわけですね。そこが、ちょっと、あっさりしてるんですね。

例えば、開発行為だ、それから盗掘だ、それからあと地球温暖化の影響だというような、いくつか上げられていますけど、ちょっと私ですね、ふと感じたことを申し上げますと、例えば、今、県内ではシカとかですね、サルとか、イノシシだ、クマだ、非常に増えてきてですね、それが、農作物を大いに荒らしているということで問題になってますね。

そのためにシカを捕獲しようというような計画が出ましたけれども、こういった、今、増えている被害をもたらすような個体の増えている動物に対してですね、動物がある意味では、希少な動植物ですね、絶滅に瀕しているようなそういう方向に、動物が増えることによって、そういう方向に向かっているんじゃないかということはないんでしょうか。

その辺のところですね、この報告書には何もふれられていませんが、ちょっと私は、そういうことを、例えば、北岳のですね、高山植物は、本当は上の方まで、サルなんかは行かなかっただけでも、最近では食べるものはなくて、ドンドン上に行ってしまうと、そのために高山植物が荒らされたり、またはライチョウ等が被害にあっているというような話をどこかで聞いたことがあるんですが、この辺のことについて、この報告の中は特にふれられていませんが、これについてご検討をされていまして、一応お話しただければと思います。

みどり自然
課長

先ほど、シカ、サル、クマが増えているのではないかと、それによって、植物等食べられて、絶滅の危機に瀕するおそれがあるのではないかと、というご指摘がございました。

サル・クマが増えているということにつきましては、ちょっと、異論もございますが、私どもの調査したところによりますと、ニホンジカが非常に増えていることは事実でございます、実態としまして、高山植物が食べられたりしております。それによって、生態系の心配も出ております。

食害が、農作物を中心に出てるわけなんですけど、この特定鳥獣、シカとかサルとかイノシシにつきましては、保護管理計画というものを作りまして、別の観点から適正な数に近づけるという形で管理

捕獲という制度を来年度から設けまして、適正な数に押さえ込むような捕獲の制度をつくって努力をしているところでございます。
よろしいでしょうか。どうぞ。

会長

B委員

このような動きをやっていただくというのは大変、うれしく思っております。是非ですね、積極的に中身のあるものを推し進めてもらいたいんですけども、Qさんがおっしゃったようにですね、まだまだ、データが不足しているのではないかというふうに思っているわけです。

ここ10年くらいですか、温暖化が原因とか、あるいは、先ほどお話しがありましたように動物に食べられるとか、それから、もう一つは瞬間的なオーバーユースによる登山道なんかの破壊、これは自然の破壊もあるわけなんですけれども、登山道の破壊は言うなれば、植生の破壊につながるわけですから、大きく分けて、この3つが相当深刻な状況にあるということは事実でございます。そこをもう少し具体的に、鋭く解明をしていく必要があると思うんです。この中にですね、研究あるいは、みんなからの情報を基にというふうに示されてありますけど、この研究というのはどういうふうな研究機関を設けるとか、そういうふうな前向きな考え方なんでしょうか。

ちょっと、この説明の中身では、本当に当を得た対応ができるかどうかというのは疑問に思うんです。

高山植物保護条例自体が、一面では対症療法だったわけで、そうでなくて、現状ちょっと取り返しがつかないような状況の場所も、結構、あるわけですよ。そこにやはり、踏み込んで行くには、よほど大きな目標を持って、取り組んでいかないとダメではないかと。大変そのところを心配しているわけです。

会長

ありがとうございました。事務局の方から、ただ今の指摘につきまして...

みどり自然
課長

今後もですね、希少野生動植物の動向につきましては、モニタリング調査等をしていく必要もありますし、何年か後の時点では、レッドデータブックの内容も変わってくるおそれもありますので、その追跡調査等はして行かなきゃならないと思っております。それにつきまして、県内の専門家の先生にご参加いただきまして、それに対応できる組織を作って検討して行きたいというふうに考えている

ところでございます。

それから、具体的な対応でございますけれども、今後も、モニタリング調査等も続ける中で、原因等が分かった段階で、保護策が作れば、保護計画の方に、活かしていきたい、具体的な計画を策定していきたいというふうに考えております。

会長

よろしいでしょうか。どうぞ。

B委員

モニタリングで情報を集めるだけで、本当に正しい対策が打てるかがちょっと、心許ないなと思っているわけです。

したがいまして、もう少し、なんかうまい、そういう研究機関のようなものが出ればいいなという気持ちもあります。

それとちょっと、レッドデータブック、今年の会議で（発行）部数が非常に少なく、「その後」というようなお話しをしましたらば、何か、どっか廉価なものを作って販売するとか、そのようなお話しがあったように思うんですが。

実はですね、県外の研究者で、山梨のレッドデータブックに対して非常に興味がある人が幾人かいますね、私の方にも問い合わせがあったんですけども、なかったもんですから、大変面倒だったんですけども、実は、あれを全部コピーしまして、それをお渡ししたんです。その後、その方向はいかがでしょうか。

みどり自然
課長

ご指摘のようなお答えをさせていただいておりますが、代えのものを作るということで、私ども努力をしているわけではありますが、まだ至っておりません。

あと、レッドデータブック本体をですね、ホームページ等に記載するというのも、検討しておるんですが、まだ、関係者の一部にご理解をいただけていないことがございまして、それにつきましても、引き続き努力をして参りたいと思います。もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

会長

よろしいでしょうか。ほかにどうぞ。

U委員

この保護対策は希少野生動植物ということでしょうか。希少のものについてはこうなんでしょう。しかしですね、今、行政で力を入れているのは、鳥獣害被害をいかに食い止めるかなんです。

これが、ただ農作物ばかりではいいけれども、人身事故につなが

っていくということを考えますとですね、私の町では、子供に全部、鈴をつけさせて、クマよけの鈴をつけさせています。それでもまだ、この前の日曜日ですか、子供が夕方、山の中の道を歩いていたら、追いかけられた。たまたま、車が下から来たから、それで助かったというふうな、現実にはですね、そういう危険にあってますし、イネ、豆、イモ、あらゆるものについて、サルだとか、イノシシだとか、クマだとかがあるいはカラスだとか、丁度、食べ頃になると、来るんですね、ですから、その付近もやっぱり、共存するにはどうするかと、いうこともあるわけでありまして、考えてもらわないと、行政としてですね。

それだけ、みんな深刻だと思います。

やっぱり、動植物が、クマだとか、イノシシだとか、山の手入れが不十分ではないかという気がいたします。今、山に向かっている人はほとんど少ないから、ヤブの山が大変、間伐しないから、線香のような木がある山がいっぱい。動物にしても、住みづらいということがあると思います。

だから、先頃も、東京で大会があったんですが、森林環境税みたいな税金を取ってですね、なぜ、水のもとである森林、それから、二酸化炭素を抑える森林、あらゆる効用・効果がある森林ですから、国民全体が山を守っていこうというふうなことを考えないと、ただ、単に鳥獣害被害とかだけでなく、私は災害にも大きな災害になるうかというふうに思っています。そういう意味あいでは、ここの部会の中でも、そういう議論をドンドン展開してほしいというのが、行政側の願いでもあるわけです。是非、一つよろしく願いをしたいと思います。

会長

ありがとうございました。これは、要望ということで受け止めておいてよろしいでしょうか。他にございますでしょうか。どうぞ。

I 委員

実は、哺乳類の研究といいますか、山梨県の研究につきましては、もう20数年細々とやって参りました。なかなか一緒に研究する先生方や学者の先生が少ないために、主に東京や他県の先生に指導を仰ぎながら、調査・研究をしてきたというのが、現状でございます。

一番その中で感じましたのは、先ほどもいっておりましたけれども、データといいますか、データの集積が不足しているということが一番の、難点といいますか、ありました。

それで、確実な調査といいますか、そういうふうなものが、やは

り、これから続かないと、増えたとか、減ったとかいっても、そのデータがない限り、どうなってきたのかが言えないと思いますので、確実な調査をやはり、しないといけないということが、先ず第一です。それをもとに、一方においては、保護しなければいけないという考え方があり、一方においては、被害があるので、それを駆除しなければ、いけないというふうなことがあります。まあ、結論的にはバランスの中で、方向性を考えていくしかないのかなというのが私の個人的な感想であります。

先ほどの事務局の説明では、これからもモニタリングとありますが、そういう研究は調査をしていくというふうな話がありましたので、それを信頼といたしますか、していきたいなと思っております。

それから専門といたしますか、朝から晩まで一年中、調査や研究をしているわけではございませんので、同じことを申し上げますけども、何人かの研究者といたしますか、する人たちがもっと増えてくれたらいいなということを感じています。

具体的にどうのこうのというのは、その後になるのではないかとのことですから、当面のことについては、やはり、ガイドといたしますか、ラインを作って、そして、その対応をしていくのがいいのかなと思っております。

調査をしてきたわけですが、確実な話ができないのも、残念であります。以上です。

会長

どうぞ。

D委員

各何人かの先生から、データが少ないし、ないのではないかと。

これは、この席だからはっきり言っておきます。山梨県には、レッドデータをやる時に公式のデータは1つもありません。

もう1つは、蓄積しておく県の機関がございません。これは日本で山梨県だけです。仕方がないので、私どもは、個人がみんなもっているデータがあります。私が集めたのが、5,500ばかり、私の先生が集めたのが、やっぱり4~5千あります。ほかの私の仲間が2~3千のデータをもってますから、それを基本に、ともかく並べてみまして、あとは長年、私どもは、歩いてますから、その流れというのは分かっています。その流れの概念でもって、ともかく、地図の上に絵を描いてみるということでやります。

そのなかで、3年間という期間しかないですから、実際は無理なんですけど、私どももっている情報でもって、最低これは必要だな

というものだけを集めていました。それで植物も400何種類つけました。ほかの県では約800出てくるんです。山梨県が800並べちゃうと、データがないもんですから、つっこまれたときに返事できないんです。それで、返事できるものだけをやったというのが現実です。これは、動物もほかのものも大体そうだと思います。

ですから、この提言の一番あとでもって、データを蓄積していくような調査研究機関をレッドデータと同じように作ってくださいと、できるだけ、私どもも協力しますよというようなことをうたっております。それはやらなければ、現実には今からのものには、どうにもならないんだろうと。

ただ、今まで集めた資料というものは、責任もって植物は個人が「アンタが天国に行くまでちゃんと保管しておけ」ということでもって厳しく、私は会長という立場で、もっている会員には言っております。

ですから、それは本当は全国的にいいますと、データとしては扱えないんですね、データというのは、公的な機関でちゃんと整理された、今の時代ですから、コンピュータにちゃんと入っていて、直ぐに検索できる状況があって、はじめてデータだということが言えます。ですから、山梨県は逆につっこまれた場合には、「あなた達、データがないじゃないか」といわれたら、返事ができないと。それは、(専門の)機関がないんで、現実にあっては、こういう状況ですということなんです。

ですから各先生方が、不足とかなんとかというのはその上でもって、やらなければどうにもならないということで、最終的に、踏み切ってやったら、植物も動物もみな同じだということなんです。それは基本的なことです。

それから、さっき、高山植物の話が出ましたけど、高山植物をシカとか、クマ、イノシシ、サルが食ってしまうというのがあるんですけども、私どもが、ここで高山植物といっているのは、いわゆる高山植物の定義に基づいた植物を言っていますから。一般論としては(標高)1,500メートルから2,000メートルの珍しい花はみな高山植物にしちゃっているんですね。ですから、それをやっちゃうと、きりがないので、私どもは、一応高山植物というものは定義に基づいて、全部上げてあります。

私の知っている範囲では、山梨の高山植物の定義に基づいた高山植物というのは、サル、それからイノシシ、クマは食べる領域ではないし、おそらく、あんなもの食べないと思います。食べるとすれ

ば、もっと、効率のいいもの食べますんで。

ただ、シカが、そういったものを食べて困るといったものは、尾瀬とどこですか...山梨県ではなくて、どこかにある...。それは対処しなければということで、国レベルの学者が動き出していますが、それはシラネアオイという大体（標高）1,800～2,000メートルくらいのところによく生えている特殊な...。今はキンポウゲ科なんですけども、シラネアオイ科を作ってもいいと言っているぐらいの学者がいる特殊な花なんですけど、それはニホンジカが問題になっているとともに、世界的です。

ですから、そういうものは私も知っていますが、山梨県でそれが、食われちゃっている高山植物というのは定義の取り方が違うんじゃないかというように、ちょっと思います。まあ、どんなものを食べられているのか、教えて頂ければ、私も直ぐに対処も考えたいなと考えております。

それからほかの先生方にも、話が出ていたんですけども、山梨県で今から、どう対処していくかということになると、1つの機関がないとどうにもならないと。だから、そういう、ちゃんとした機関を作ってもらって、例えば、蓄積する場所はどうの、というのがなければ、個人が責任を持ってやる以外にないですから。

端的に言うと、山梨県にはその力がないと私思っていますんで。ですからしょうがないですね。それ、個人が責任を持って保管すると。しかし、それを使った機関をちゃんと作ってほしいということなんです。今の色々出たのは、事業をやります、事業をやって終わりでもって終わりです。やっぱり継続的にずっとやっていく機関を作っておいていただければ、自分が消えていっても、新しい人がということになりますんで、そういう機関は是非ほしい、ということをおもっています。

今までの質問でも何でもありませんし、状況をちょっとお話しをして、作ったときの状況を理解していただければありがたいなと思っております。

会長

どうも、ありがとうございます。事務局の方から、（会議が予定されているということで、）ぼつぼつ終了にさせていただきたいとお話しがございました。

この件、まだ沢山、先生方、ご意見があるかと思いますが、貴重なご意見をいただいた中で、何故そうなるのかということ、それに対して、なかなか、いい答えがない。一方において、データがない

んだ、それを保管したり、研究する場所がない、人がいないという話がありました。

これは是非ですね、重要な短い時間で出た貴重な意見ですので、研究体制を作っていくましようという大きな項目がございますけども、是非、来年の2月頃にかけてですね、今後どうするべきかというあたりを、ただ今のご意見の中から抽出して、何かお考えいただくという形で、対応していただくということではいかがでございますか。

ほかにご意見があるとするれば、また来年、諮問で条例の案が出てまいりますので、その時にあらためて、ご意見を伺うということにさせていただきたいと思っております。

これで、終わってよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日予定しました議事は一応終了させていただきました。ありがとうございました。

4 閉会

中村会長には、円滑な議事進行ありがとうございました。

では、ここで、本審議会の今後のスケジュール等についてご説明をさせていただきます。

本審議会は、年2～3回開催しております。夏に1回目を開催し、今回が2回目です。あと2月に予定をしておりますので、今年度は3回の予定でございます。

鳥獣、温泉および廃棄物の部会につきましては、審議事項がある場合にのみ開催をしておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

今回は、来年2月上旬の開催を予定しておりますので、詳細が決定され次第に、ご連絡させていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

これをもちまして、本日の環境保全審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

司会

